

## 岐阜県動物愛護管理推進計画の改訂スケジュール（案）

- |        |  |
|--------|--|
| 令和2年4月 | ○改正動物愛護管理基本指針の公布（施行通知）                             |
| 5月～11月 | 改訂岐阜県動物愛護管理推進計画の素案の作成                              |
| 12月    | 岐阜県動物愛護推進協議会で意見聴取<br>改訂岐阜県動物愛護管理推進計画（案）の作成         |
| 令和3年1月 | パブリックコメント実施（1月上旬～2月上旬）                             |
| 2月     | 意見とりまとめ<br>岐阜県動物愛護推進協議会で意見聴取<br>改訂岐阜県動物愛護管理推進計画の策定 |
| 3月     | 岐阜県議会報告  |
| 4月     | 岐阜県動物愛護管理推進計画（令和3年～令和12年）                          |

## ＜参考＞

岐阜県動物愛護管理推進計画策定（H19.4～H30.3）

改訂岐阜県動物愛護管理推進計画策定（H26.4～H36.3）

## <参考>

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。